

令和 3 年 12 月 3 日
精神科病床を有する病院等の
屋外喫煙区域に関する
ワーキンググループ

1. 背景

令和元年 7 月に「受動喫煙の防止等に関する条例」の改正条例が施行されたことに伴い、病院又は診療所の建物内及び敷地内での喫煙は禁止されている。しかしながら、精神科病床を有する病院等については、施設管理者が治療のために必要と認めて設置した屋外喫煙区域を例外的に認めている（同条例第 9 条第 5 項、同条例実施要領第 2 条第 1 項）。

受動喫煙防止対策検討委員会内に設置された本ワーキンググループでは、その後の状況を踏まえて、今後の当該屋外喫煙区域の取扱いについて、検討を行った。

2. 協議の経過

(1) 関連団体からの意見陳述

関係団体として兵庫県保健所長会及び一般社団法人 兵庫県精神科病院協会に意見陳述を要請し、ヒアリングを実施した。

○関係団体意見陳述要旨

兵庫県保健所長会	兵庫県精神科病院協会
<ul style="list-style-type: none"> ●最終的には全ての医療機関における例外なき無煙化実現という全国保健所長会の決議に従い、保健所長会として、本実施要領の廃止を求める。 ●県下の 33 精神科病院の内、約 79% もの病院が既に敷地内禁煙に移行し、それにより精神科医療が滞ったという問題も生じていない。 ●入院の判断と禁煙習慣の有無は本来別次元の判断。 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者層が一律ではない各病院の実情を勘案し、受動喫煙防止という条例の趣旨を十分に勘案した上で、喫煙区域の設定もやむを得ないのではないかと考える。 ●長期的に見ればおそらく喫煙の割合は必ず減って来る。 ●病院敷地外にたむろする外来患者に対して苦情が出ることで周囲の近隣の偏見が強まる事が心配。 ●院内禁煙を理由に断られるケースが少なくない。入院出来た後、病棟内で喫煙を繰り返してしまい止む無く強制退院になることは、たびたびある。 ●希望する方にはニコチン外来を紹介しているが、あくまで任意のため、強要はできない。

(2) 屋外喫煙区域を設置している精神科病院の現状調査

第1回ワーキングを踏まえ、精神科病院協会会員のうち、現在、屋外喫煙区域を設けている7病院の現状について、調査を行った。

その結果、既に敷地内禁煙の実施を予定している病院や、将来的には敷地内禁煙が可能であるとする病院、禁煙指導に取り組んでいる病院が多数であった。その一方、以下の意見があった^{※1}。

- ① (敷地内禁煙にした場合) 他の依存症治療への影響を懸念
- ② (敷地内禁煙にした場合、敷地周囲での喫煙・ポイ捨てなどにより) 地域から苦情が出ることを懸念
- ③ (敷地内禁煙にするためには) 長期入院患者の地域移行がさらに進み、グループホームなどの公的受皿が設置される必要がある

3. 提言 (検討結果)

全国の事例^{※2}をみても、精神科病院の敷地内禁煙については、ほとんどが大きな問題なく実施できている。また、上記現状調査によると、現在、屋外喫煙区域を設置している病院においても、敷地内禁煙への理解が進んでおり、今後、患者への禁煙指導などにも更に取り組むことで、敷地内禁煙を実施することは十分に可能であると考えられる。

よって、同条例の実施要領当該部分は、関係精神科病院に対して、一定の準備期間(概ね1年以内)を設けた上で、速やかに廃止すべきである。

実施にあたっては、利用者や地域住民の理解のみならず、行政が長期入院患者の地域移行や、グループホームなどの公的受皿の整備について取り組むことが必要不可欠である。また、行政として、今後、一般病院のみならず精神科病院においても、敷地周囲の喫煙が制限されていることについて、引き続き相互理解と協力を願う周知を図っていくことが求められる。

※1 第2回精神科病床を有する病院等の屋外喫煙区域に関するワーキンググループ資料2「精神科病床を有する病院等の屋外喫煙区域に関する調査」

※2 第2回精神科病床を有する病院等の屋外喫煙区域に関するワーキンググループ提供資料1「改正健康増進法を目前にした精神科における禁煙推進事業」等